



2025年12月12日

お客様各位

公益社団法人 産業安全技術協会  
試験認証部 呼吸用保護具グループ

### 呼吸用保護具の「概要届」等の有料化について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、呼吸用保護具の「概要届」等につきまして、2026年4月1日から、添付のとおり有料とさせていただくことに致しました。

つきましては、誠に恐縮ですが、「概要届」等の有料化に伴う手順と手数料につきまして、あらかじめお知らせいたします。

不明点等のご相談は個別にお受けいたします。ご希望の場合は「試験認証部 呼吸用保護具グループ」までご連絡下さい。

今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

添付書類 呼吸用保護具の「概要届」等の有料化に伴う手順と手数料

以上

## 呼吸用保護具の「概要届」等の有料化に伴う手順と手数料

## 1. 呼吸用保護具の概要届等について

呼吸用保護具(防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具)の検定を申請するためには、決められた「製造設備」及び「検査設備」を持っていること、要件を満たす「工作責任者」がいること、「検査組織」及び「検査規定」を有することが必要です。

そのため、申請書類としてそれらの概要について記載した書類(「製造検査設備等の概要書」と言います。以下、「概要書」と言います)を作成する必要があります。

産業安全技術協会では、申請の都度これらの書類を添付する代わりに、これらの書類を一括して「製造検査設備等の概要届」(以下、「概要届」)として別に届け出る方法を運用しています。

この届出制度は、検定申請のたびに「概要書」を添付する煩雑さを避けるための便宜的な方法です。届け出された「概要届」の内容に変更がない限り、以降の検定申請時には製造検査設備等の「略式の概要書」を添付するだけで済みます。

これまで「概要書」、「概要届」については手数料が発生していましたが、2026年4月1日から有料とさせていただくことにしました。

## 2. 有料化の概要

表1に示すとおり、「概要届なし」(型式毎に「概要書を提出する場合」)の場合と「概要届あり」の場合で手続き、必要な手数料等が異なります。留意点を以下に示します。

- 1) 概要届は、法人毎に作成してください。
- 2) 有料化の実施時期は、2026年4月1日からです。
- 3) 2026/4以前に届出されている概要届は、既に届出済みとして扱い、新規審査の手数料は必要ありません。
- 4) 最初の更新審査の手数料が発生するのは、「概要届あり」の場合、5年後になります。  
「概要届なし」の場合は、型式毎の更新時期になります。
- 5) 更新審査の申請手続き期間(3か月前)、支払い等は、更新検定と同じです。
- 6) 一部「概要届」に含まず型式毎の「概要書」で申請している場合は、「概要届なし」と「概要届あり」の場合の両方の手数料が必要になります。

## 3. 呼吸用保護具の「概要届」等の審査手数料

呼吸用保護具の「概要届」等の審査手数料は、表2～表4のとおりです。

同時に4件以上の概要届の申請がなされ、かつ、同じ様式で申請された場合の審査手数料及び更新手数料は、1件あたりの手数料を表3及び表4のとおり20%で減額します。

途中で法人を追加して4件以上となっても、同時に申請しなければ減額の対象となりません。

表1 有料化の概要

	概要書なし (型式毎に「概要書を提出」)	概要書あり	
	検定申請	検定申請	概要届の届出
新規審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等</li> <li>1) 申請書</li> <li>2) 申請書類</li> <li>3) 図面</li> <li><b>4) 設備等の「概要書」</b></li> <li>5) その他</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>1) 新規検定手数料</p> <p><b>2) 「概要書」審査手数料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等</li> <li>1) 申請書</li> <li>2) 申請書類</li> <li>3) 図面</li> <li><b>4) 略式の概要書</b></li> <li>5) その他</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>新規検定手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等</li> </ul> <p><b>設備等の「概要届」</b></p>
更新審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年毎に更新(※)</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>1) 更新検定手数料</p> <p><b>2) 「概要書」の更新手数料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年毎に更新(※)</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>更新検定手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年毎に更新(※※)</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p><b>「概要届」の更新手数料</b></p>
変更審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上げ更新審査で対応</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>1) 更新検定手数料</p> <p><b>2) 「概要書」の更新手数料 (「概要書」を変更した場合)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上げ更新審査で対応</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>更新検定手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な時に申請</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>変更審査手数料</p>
所在地審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて新規検定申請を行ったとき又は製造検査設備等に変更があったときに実施</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>所在地審査手数料</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて新規検定申請を行ったとき又は製造検査設備等に変更があったときに実施</li> </ul> <p>・必要な手数料</p> <p>所在地審査手数料</p>

※繰上げ更新審査した場合は、その時から5年

※※更新期間は5年で固定。変更審査を行っても更新時期は変わりません

表2 呼吸用保護具の「概要届」等の審査手数料(税込)

区分	概要届出なし		概要届出あり
	一型式あたり	一法人あたり	
新規審査	¥171,820	¥371,470	
更新審査 (5年毎)	基本手数料	¥171,820	¥124,630
	変更がある場合の審査料 (1ページ当たり)	¥9,680	¥9,680
変更審査	事務手数料	繰上更新で対応	¥12,100
	審査料 (変更 1ページ当たり)		¥9,680
所在地審査 (1日当たり)	¥179,300	¥179,300	

表3 呼吸用保護具の「概要届」新規審査手数料の減額

申請件数	減額する割合 (%)	金額 (税抜)	金額 (税込)
1~3	0	¥337,700	¥371,470
4以上	20	¥270,200	¥297,220

表4 呼吸用保護具の「概要届」更新基本手数料の減額(税込)

申請件数	減額する割合 (%)	金額 (税抜)	金額 (税込)
1~3	0	¥113,300	¥124,630
4以上	20	¥90,600	¥99,660

以上